

羽曳野市建築物耐震改修促進計画

平成31年3月

羽 曳 野 市

目 次

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画期間.....	2

第2章 耐震化の実施に関する目標

2-1 地震による被害想定	
2-1-1 市周辺の活断層.....	3
2-1-2 主要な地震の発生確率.....	4
2-1-3 大阪府による被害想定.....	5
2-1-4 市による被害想定.....	7
2-2 耐震化の目標設定	
2-2-1 本計画における目標設定.....	8
2-2-2 民間住宅・建築物の具体的な目標.....	8
2-2-3 市有建築物の耐震化の現状.....	11

第3章 耐震化を推進するための施策に関する事項

3-1 施策の取り組み方針	
3-1-1 基本的な方針.....	12
3-1-2 目標達成のための具体的な取り組み.....	13
3-2 推進体制の整備	
3-2-1 庁内等の連携.....	14
3-2-2 所管行政庁の役割.....	14
3-2-3 大阪建築物震災対策推進協議会との連携.....	14
3-2-4 関係団体との連携.....	15
3-2-5 自主防災組織、自治会等との連携.....	15

参考1 特定建築物の解説

参考2 本計画における定義、主要な用語

第 1 章 計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災では、約 25 万棟の家屋が全半壊し、6,434 人の貴重な命が失われた。このうち、地震による直接的な死者数は 5,502 人に上り、その約 9 割にあたる 4,831 人は住宅・建築物の倒壊等によるものであった。本市においても、13 人が負傷し、411 棟の住宅が一部損壊の被害を受けた。地震による人的被害の減少のためには、住宅・建築物を壊れないようにする「耐震化」が必要不可欠である。

その後も内陸部直下型の大地震による被害が各地で発生しているほか、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。さらに平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では震度 6 弱以上を観測する地震が 7 回発生、うち 2 回は震度 7 で、震度 1 以上を観測する地震が 1909 回発生（平成 28 年 7 月 19 日現在）した。そして、近い将来の発生が予想されている南海トラフ巨大地震については、最大クラスで発生した場合にはこれらを上回る甚大な被害が生じる恐れがあると想定されている。

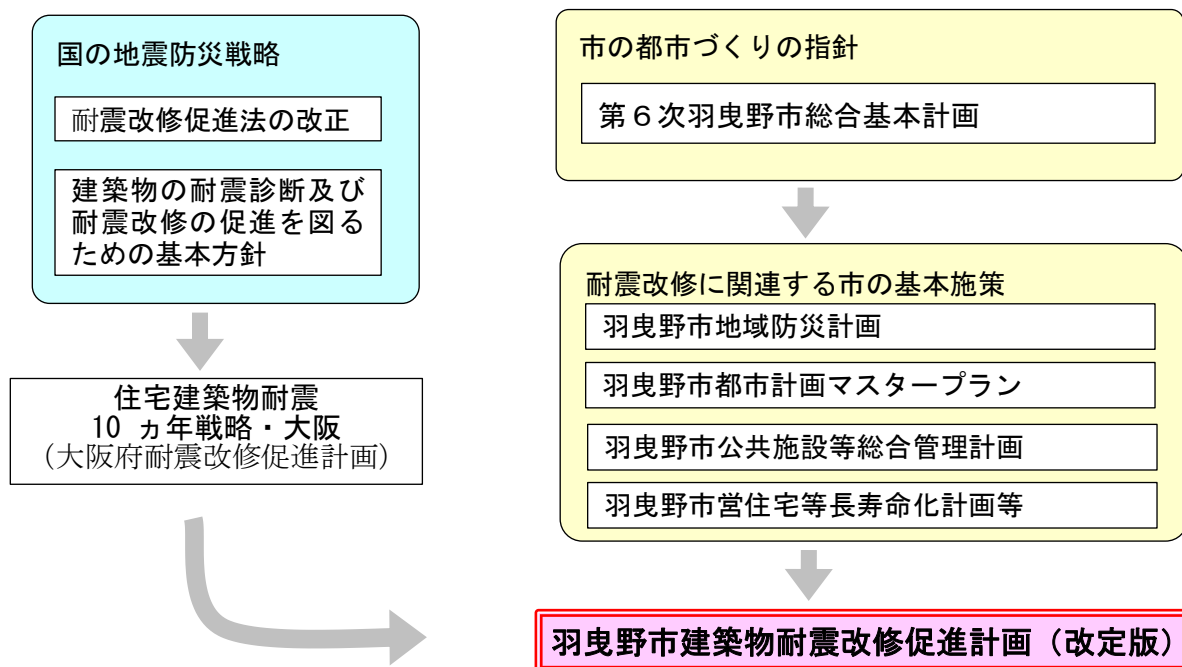
こうした中、国においては平成 18 年、平成 25 年と 2 度にわたり耐震改修促進法の改正が行われ、また、大阪府においては、平成 28 年 1 月に、この法改正を受けて平成 18 年に策定した計画を改定し、「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」として今後の施策方針が示された。

これまでの「大阪府住宅・建築物耐震 10 カ年戦略プラン」では、耐震化率の向上を目標に定め、それを達成するためにさまざまな施策を展開してきた。この耐震化率は、新築や建替え、耐震改修、除却など、さまざまな要因から上昇する数値であり、社会経済情勢の変化等に大きく影響を受けることから、耐震化率だけで耐震化施策を評価することには限界がある。しかしながら、府民の安全・安心な生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化を府民一丸となって進めていくためには、府民みんなでめざすべき目標として共通目標を掲げることも大切であるとしている。

こうした状況を踏まえ、羽曳野市における更なる耐震化の促進に向け、平成 27 年度までを計画期間としていた「羽曳野市耐震改修促進計画」を改定し、新たな目標の設定とその実現をめざした取り組みの方向性を示すものとして本計画を定める。

1-2 計画の位置づけ

羽曳野市建築物耐震改修促進計画は、国・府の計画、市の主要な計画と、次のように整合を図るものである。



羽曳野市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画期間については、住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪と整合を図って、平成28年度から平成37年度とする。

第2章 耐震化の実施に関する目標

2-1 地震による被害想定

2-1-1 市周辺の活断層

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、随時公表されている。

これらの事項について、本市に関わる事項を以下に示す。

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成 26 年（2014 年）1 月 1 日）

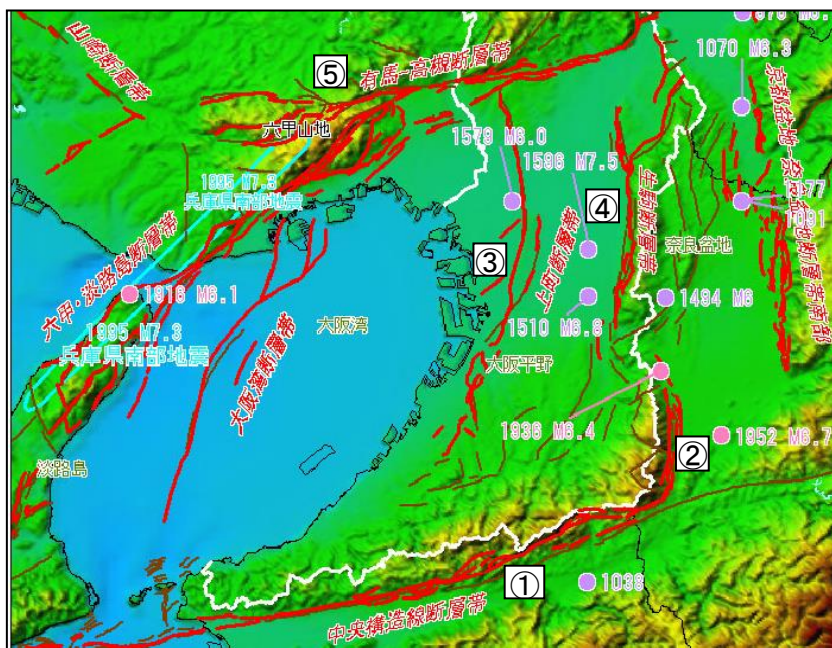
	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活 断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
				30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内	最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (和泉山脈南縁)	7.6~7.7 程度	我が国の主な活 断層の中では高い グループに属 する	0.06% ~14%	0.1% ~20%	0.3% ~40%	約 1100 年 —2300 年 7-9 世紀
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.9 程度		ほぼ 0%※ ~5%	ほぼ 0% ~9%	ほぼ 0% ~20%	約 2000 年 —14000 年 約 2000 年前 —4 世紀
③	上町断層帯	7.5 程度		2%~3%	3%~5%	6%~10%	8000 年程度 約 28000 年前 —9000 年前
④	生駒断層帯	7.0~7.5 程度	我が国の主な活 断層の中ではや や高いグループ に属する	ほぼ 0% ~0.1%	ほぼ 0% ~0.3%	ほぼ 0% ~0.6%	3000 年 —6000 年 1600 年前 —1000 年前頃
⑤	有馬—高槻断層帯	7.5 程度 (7.5±0.5)	—	ほぼ 0% ~0.03%	ほぼ 0% ~0.07%	ほぼ 0% ~0.3%	1000 年 —2000 年程度 1596 年 慶長伏見地震

※：「ほぼ 0%」は 10^{-30} 未満の確率値

主要な断層位置図



(出典(図)：地震調査研究推進本部 地震動予測地図)



2-1-2 主要な地震の発生確率

地震調査研究推進本部事務局では、海溝型地震及び大阪府周辺の活断層で発生する地震の発生確率を次のように算定している。

大阪府周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率（算定基準日：2015年1月1日）

地 震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
■ 海溝型地震			
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9 クラス	70%程度
■ 内陸の活断層で発生する地震			
琵琶湖西岸断層帯	北部	7.1 程度	1%～3%
	南部	7.5 程度	ほぼ 0%
木津川断層帯		7.3 程度	ほぼ 0%
三方・花折断層帯	三方断層帯	7.2 程度	ほぼ 0%
	花折断層帯（北部）	7.2 程度	不明
	花折断層帯（中南部）	7.3 程度	ほぼ 0%～0.6%
京都盆地－奈良盆地断層帯南部 （奈良盆地東縁断層帯）		7.4 程度	ほぼ 0%～5%
有馬－高槻断層帯		7.5 程度 (±0.5)	ほぼ 0%～0.03%
生駒断層帯		7.0～7.5 程度	ほぼ 0%～0.1%
三峠・京都西山断層帯	上林川断層	7.2 程度	不明
	三峠断層	7.2 程度	0.4%～0.6%
	京都西山断層帯	7.5 程度	ほぼ 0%～0.8%
六甲・淡路島断層帯	主部（六甲山地南縁－ 淡路島東岸区間）	7.9 程度	ほぼ 0%～1%
	主部（淡路島西岸区間）	7.1 程度	ほぼ 0%
	先山断層帯	6.6 程度	ほぼ 0%
上町断層帯		7.5 程度	2%～3%
中央構造線断層帯	金剛山地東縁	6.9 程度	ほぼ 0%～5%
	和泉山脈南縁	7.6～7.7 程度	0.07%～14%
	紀淡海峡－鳴門海峡	7.6～7.7 程度	0.005%～1%
	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	8.0 程度	ほぼ 0%～0.4%
	石鎚山脈北縁	7.3～8.0 程度	ほぼ 0%～0.4%
	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	8.0 程度 もしくはそれ以上	ほぼ 0%～0.4%
山崎断層帯	那岐山断層帯	7.3 程度	0.06%～0.1%

地 震		マグニチュード	地震発生確率 (30 年以内)
	主部 (北西部)	7.7 程度	0.09%～1%
	主部 (南東部)	7.3 程度	ほぼ 0%～0.01%
	草谷断層	6.7 程度	ほぼ 0%
大阪湾断層帯		7.5 程度	0.004%以下

出典：地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）

2-1-3 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、次のとおり被害を想定している。

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
地震の 規模	マグニチュード	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
	計測震度	6弱～7	5強～6弱	5強～7	5弱～5強	5弱～6弱	5強～6弱
建物 全半壊 棟数	全壊	219 千棟	275 千棟	86 千棟	28 千棟	22 千棟	179 千棟
	半壊	213 千棟	244 千棟	93 千棟	42 千棟	48 千棟	520 千棟
出火件数		127 (254)	176 (349)	52 (107)	7 (20)	4 (9)	－ (－)
死傷者 数	死者	12 千人	10 千人	2 千人	0.3 千人	0.1 千人	134 千人
	負傷者	138 千人	101 千人	46 千人	17 千人	24 千人	89 千人
罹災者数		151 万人	190 万人	74 万人	23 万人	24 万人	192 万人
避難所生活者数		45 万人	57 万人	22 万人	7 万人	7 万人	57 万人
ライフライン	停電	60 万軒	89 万軒	41 万軒	15 万軒	8 万軒	209 万軒
	ガス供給停止	128 万戸	142 万戸	64 万戸	8 万戸	－	115 万戸
	水道断水	372 万人	490 万人	230 万人	111 万人	79 万人	832 万人
	電話不通	42 万加入者	45 万加入者	17 万加入者	8 万加入者	－	136 万加入者

注）出火件数は地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（H19.3）・南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定（H26.1）

また、府では、府内全域に及ぶ被害想定とともに、これを各市町村ごとに想定している。
次のとおり本市に係わる想定を示す。

羽曳野市における被害の想定（府実施）

想定地震 項目		上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
震度予測		5 強～7	6 弱～6 強	5 弱～6 強	4～5 強	6 弱
	全壊棟数	6,000 棟	3,700 棟	1,200 棟	200 棟	300 棟
	半壊棟数	7,100 棟	5,000 棟	2,000 棟	600 棟	3,100 棟
建物被害計		13,100 棟	8,700 棟	3,200 棟	800 棟	3,400 棟
炎上出火件数		3(5) 件	1(3) 件	－(1) 件	－	二
死者		110 人	30 人	10 人	－	10 人
負傷者		1,900 人	1,200 人	600 人	100 人	400 人
罹災者数		43,600 人	27,300 人	10,400 人	1,800 人	16,000 人
避難所生活者数		12,600 人	7,900 人	3,000 人	500 人	7,000 人
停電軒数		18,500 軒	12,700 軒	5,100 軒	800 軒	2,500 軒
都市ガス供給停止戸 数		6,000 戸	40,000 戸	3,000 戸	－	二
上水道影響人口		62,000 人	8,000 人	57,000 人	11,000 人	90,000 人※
通信被害		8,400 加入 者	1,100 加入 者	600 加入者	－	7,000 加入 者

注）出火件数は地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確立 1% 風速）によるものの合計

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書 (H19.3)・南海トラフ巨

大地震等に関する検討及び被害想定 (H26.1)

※：南海トラフ巨大地震の被害想定は、平成 25 年 8 月に大阪府が想定した津波による塩
水遡上の影響を評価した結果であるが、後に大阪広域水道企業団などが行った詳細な
シミュレーションでは、本市が関係する取水場への塩水による影響は及ばないと判断
されている。

2-1-4 市による被害想定

市は、上位計画との整合や地震発生確率などを踏まえ、羽曳野市に大きな被害を及ぼすものとして、府が設定した想定地震の内、最も地震発生確率（30 年以内）が高いとされる上町断層帯地震 B のケースを選定する。

羽曳野市における被害の想定

項目 \ 想定地震		上町断層帯地震 B
	全壊棟数	6,000 棟
	半壊棟数	7,100 棟
建物被害 計		13,100 棟
炎上出火件数		3(5) 件
死者		110 人
負傷者		1,900 人
罹災者数		43,600 人
避難所生活者数		12,600 人

注）出火件数は地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数

2-2 耐震化の目標設定

2-2-1 本計画における目標設定

本計画における耐震化率の目標を「住宅建築物耐震10力年戦略・大阪」と整合を図り以下のとおり定める。

- ① 住宅の耐震化率：平成37年までに95%
- ② 多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成32年までに95%

※ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は約90%という状況であり、かつ、公共性の高い建築物であることから、5年という短い期間で目標を設定し、耐震化の促進に取り組む。ただし、進捗状況を踏まえ概ね5年後に新たな目標を設定する。

2-2-2 民間住宅・建築物の具体的な目標

1. 木造住宅

(1) 着実に危険な住宅を減らすため、耐震化の遅れている木造戸建住宅約4千戸、全てを対象に確実な普及啓発を行うとともに、耐震化への意識が高い所有者の木造戸建住宅約4千戸※を中心に重点的な耐震化を促進する。

(2) 昭和56年以前の開発団地や密集市街地など耐震性の低い住宅が集中する地区をモデルに選定してさまざまな取組みを実施し、その成果を他へ広げるなど効果的な取組みを行う。

※市内には、耐震性が不十分な木造戸建住宅が、約4千戸ある。

2. 多数の者が利用する建築物

(1) 普及啓発

耐震性が不足する全ての建築物約6千棟を対象に確実な普及啓発を行う。

耐震診断が義務となる大規模な建築物のなかで、病院や学校など特に公共性の高いものや災害時に避難所として利用することが可能な施設を優先して耐震化を促進する。

(2) 耐震化の支援

これまでは多数の者が利用する建築物のうち、特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震診断補助制度による支援を行ってきた。

今後は、これまでの支援を継続するとともに、耐震診断が義務となる大規模建築物のなかで、病院や学校など公共性の高い建築物や災害時に避難所として利用することが可能な施設を優先して耐震化の促進に取り組むため、施設を所管する部局と密接に連携し、支援施策のあり方

について、今後も更なる検討を継続する。

(3) 各種認定による耐震化促進

耐震改修促進法にもとづく各種認定制度を活用し建築物の耐震化を促進する。

① 耐震改修計画の認定(法第 17 条)

認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの。

② 建築物の地震に対する安全性の認定(法第 22 条)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの。

③ 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(法第 25 条)

耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、耐震改修を行う場合の決議要件を緩和するもの。

(4) 耐震診断の義務化・耐震診断結果の報告

耐震改修促進法に基づき、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する者が利用する建築物等のうち大規模なものについては、耐震診断を行い平成 27 年 12 月末までに診断結果を所管行政庁へ報告しなければならない。

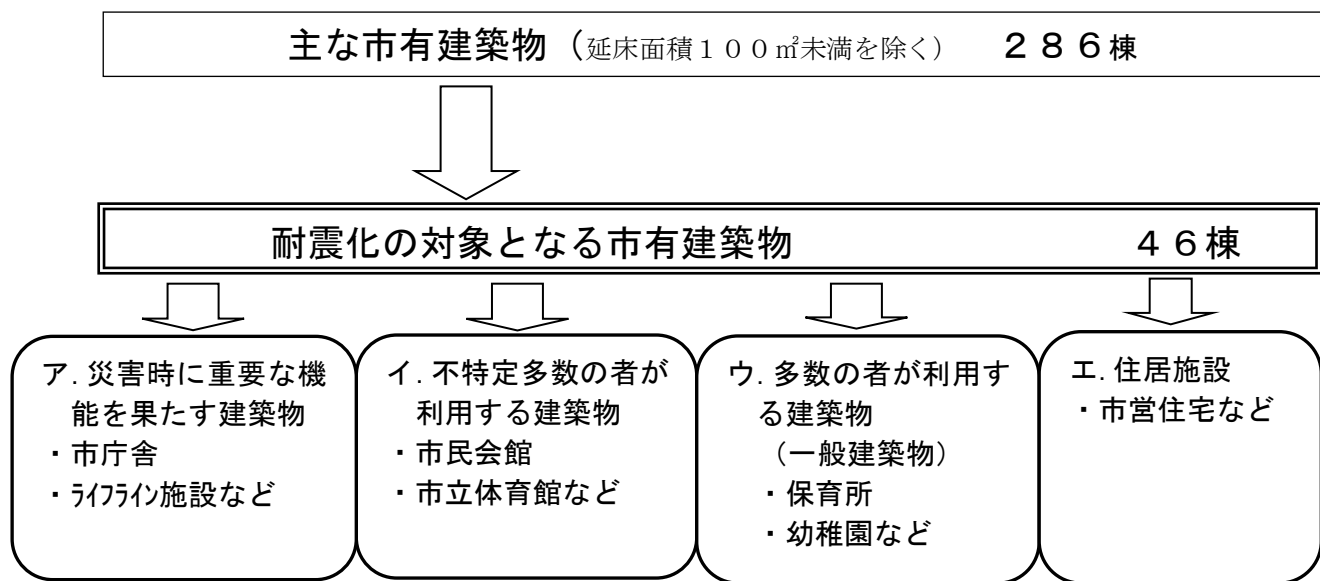
■ 耐震診断が義務となる大規模建築物の要件

耐震診断が義務となる大規模建築物の要件は以下のとおりである。

用 途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	5,000 m ² 以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着工したものに限る。

2-2-3 市有建築物の耐震化の現状



■市有建築物の耐震化の進め方

これまでは、災害時に重要な機能を果たす建築物、小中学校、市営住宅、避難に配慮を要する者が利用する建築物及び不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の取組みを進めており、特に災害時に重要な機能を果たす建築物及び小中学校については、概ね耐震化が完了している。

引き続き、災害時に重要な機能を果たす建築物等の耐震化を進めるとともに、今後は、市民生活を支えるための業務継続や耐震化に係る法改正への対応などについても、より積極的に検討していく必要がある。

なお、市営住宅については、耐震化が必要な住宅がいまだ残されており、入居者の安全安心を確保するため、早期に耐震化を図る必要がある。

そのため、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし「羽曳野市公共施設等総合管理計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。

■市有建築物の耐震化の目標

市有建築物の耐震化の方針に基づき、市民の生命、財産を守るこれまでの耐震化の取組みを進めるとともに、経済活動等を守る観点から、積極的に取り組んでいく。

第3章 耐震化を推進するための施策に関する事項

3-1 施策の取組み方針

3-1-1 基本的な方針

本計画においては、『住民・建物所有者が、自主的に耐震化に取り組むことを基本とし、市は所有者の取り組みを出来るだけ支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開する』を基本方針とし、次のように施策を推進する。

施策の取組み方針

- 市民の「生命・財産を守る」ために、優先度を明確にして施策に取り組み、耐震化の目標値を達成する。
- 建物全体の耐震化が困難な場合には、最低限の「生命を守る」ための改修等を促進する。
- 木造住宅については、阪神・淡路大震災で倒壊等による圧死が多数であったこと、現状において木造戸建住宅の耐震化率が非常に低いことなどから、総合的な施策を展開する。
- 昭和56年以前に建築した非木造の住宅については、共同住宅を中心に、耐震化を促進するための啓発に努め、構造上の弱点（ピロティ形式など）を有する建築物に重点において耐震診断を促進する。
- 昭和56年以前の建物を中心に耐震診断・改修を促進する。昭和57年以降の建築物、特に木造住宅については、劣化や接合部の状況等を考慮して耐震診断等の啓発に努める。
- 最終的に市民が耐震性のある住宅に住み、耐震性のある建築物を利用できるようになるという観点から、耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策を部局を越え、総合的に取り組む。そのため、施策効果の高いものから優先順位をつけたり、住まい手のニーズや住宅の種別、市街地特性に合った耐震化を促進する。
- ブロック塀等が地震後に倒壊すると避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、その安全対策が重要な課題となることから、市は府と連携し、安全な措置を講じるよう所有者へ注意喚起を行い、あわせて安全な工法等について普及・促進に努める。
- 耐震化推進にあたっては、大阪府および関係機関と積極的に連携をはかる。

3-1-2 目標達成のための具体的な取組み

1. 木造住宅及びブロック塀等

(1) 確実な普及啓発

所有者本人が、耐震化に対する理解を深め、我が身のこととして捉えるような確実な普及啓発を進める必要がある。これまでの取組みの中で効果が高いダイレクトメールなどの取組みを重点的に行う。

※ダイレクトメール：広く市民に啓発できるように税部局と連携し、耐震化の必要性を示す補助制度の案内を送付するなど。

(2) 耐震化の支援

①生命を守る耐震化

所有者の事情や建物の状況から、建物全体の耐震改修が困難な場合に、耐震化をあきらめている所有者が多い。これらの所有者に対し、建物の一部を改修する「部分改修」や一部屋だけを耐震化する「耐震シェルター」の設置、また、建物の除却やブロック塀の撤去など、最低限「生命を守る」ことについても促進する。

②密集市街地に対する施策

密集市街地では、耐震性が不足する建物の除却を促進し、有用な跡地活用として公園や緑地、市民農園として活用するなど、地域の特性に応じた耐震化の推進を検討する。また、長屋住宅などについては、複雑な権利関係に対応した方策を検討する。

③リフォーム事業者との連携等

耐震改修を実施した所有者の多くは、同時にリフォームを行っており、リフォームに併せた耐震改修をさらに幅広く進める必要がある。リフォームに併せた耐震改修に取り組めるようなリフォーム事業者との連携を強化する。

④昭和56年以降の木造住宅の耐震化等の普及啓発

阪神淡路大震災では、昭和56年以降の比較的新しい木造住宅の一部においても倒壊等が発生している。そのため、特に建築基準法の構造規定が改正された平成12年以前の木造住宅については、耐震化の普及啓発を検討する。

また、昭和56年以降に建設された木造住宅についても、しっかりとメンテナンスを実施し、性能を維持していくことが大切であることを普及啓発する。

3-2 推進体制の整備

目標の達成には、さまざまな分野の連携による施策の展開が必要なことから、担当部局だけでなく部局を横断した体制づくりや、国、府はもちろんのこと、市民、民間事業者などが、協同して取り組むことができる体制を整備する。

3-2-1 庁内等の連携

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策による耐震化の促進が必要なため、高齢者向け住宅や福祉施策を所管する部局と連携を図る。また、多数の者が利用する建築物については、学校や病院、社会福祉施設などを所管する部局など、横断的に連携を図る。

また、庁内全体の防災を取りまとめる危機管理部局や、市有建築物を所管する部局とも、耐震化に関連する事項を把握するため、十分に連携を図る。

3-2-2 所管行政庁の役割

特定既存耐震不適格建築物や耐震診断が義務となる大規模建築物等については、耐震改修促進法に基づき必要な指導、助言、指示、命令等を行うものとする。

3-2-3 大阪建築物震災対策推進協議会との連携

府内の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、府内の建築物等の震災対策を推進するために平成10年に設立した。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など耐震性向上に資するさまざまな事業に取り組んできた。

大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとする。

主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

3-2-4 関係団体との連携

リフォームにあわせた耐震改修の普及活動等について建築関係団体と連携を図りながら実施に努める。

また、耐震改修促進法による耐震診断の義務化などの普及啓発等のため、建築関係団体や事業者団体との連携を強化し取り組む。

3-2-5 自主防災組織、自治会等との連携

建物の耐震化を含めた防災意識の向上や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、土木事務所や自主防災組織、地元自治会と連携し取り組む。

参考 1. 特定建築物の解説

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）

耐震改修促進法における規制対象一覧				
用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

(2) 危険物を取り扱う建築物（耐震改修促進法第6条第2号）

表-2 危険物を取り扱う建築物の抽出基準

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万m ³
⑥圧縮ガス	20 万m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20t 劇物 200t

(3) 道路閉塞させる建築物（耐震改修促進法第6条第3号）（緊急輸送路沿道調査）

表-3 道路を閉塞させる建築物の抽出基準

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急交通路の幅員が12mを超える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急交通路の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物	

参考 2. 本計画における定義、主要な用語

○耐震基準

建築物などの構造物が地震の力に対して安全であるように設計する（耐震設計）ための基準が「耐震基準」である。

構造物の種類ごとに基準があり、住宅やビルなどの建築物は、建築基準法により、それぞれの工法（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造など）ごとに耐震基準が示されている。

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれ、主に 1978 年（昭和 53 年）の宮城県沖地震後の抜本的見直しを受けて、1981 年（昭和 56 年 6 月）に大改正されたものであり、必要壁量の見直しなどにより、旧来の基準に比べて耐震性の向上を図っている。なお、その後も阪神・淡路大震災などを受けて、建築基準法における耐震基準の改正が行われ、現在に至っている。

この新耐震基準による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったとされており、地震に対する一定の強さが確保できていると考えられている。

この「新耐震基準」が制定された 1981 年（昭和 56 年 6 月）を境に、「1981 年（昭和 56 年 5 月）以前の耐震基準の建築物」、「1981 年（昭和 56 年 6 月）以降の新耐震基準による建築物」などの表現がなされている。

○耐震改修促進法（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年に施行された法律で、現行の耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることを定めている。平成 17 年に改正され、積極的な耐震化をより推進するため、住宅・建築物の所有者等の努力義務が強化された。

○耐震診断

既存の住宅・建築物について、想定される地震に対する安全性を検討するための調査のこと。

○耐震改修

既存の住宅・建築物の耐震性を向上させるために実施する改修工事のこと。

○耐震化

住宅や建築物において、耐震診断の結果、耐震補強・耐震改修の必要があると診断された場合、地震に強い構造に建替えたり、必要な補強・改修工事を行い、耐震性を強化すること。

○耐震化率

全建物の中で、耐震性がある建物（現行の耐震基準に基づく建物、耐震診断で耐震性ありと判定された建物、耐震改修を実施した建物）の割合をいう。本計画では、建物の数を棟単位で集計している。

耐震化率＝
$$\frac{\text{現行の耐震基準に基づく建物} + \text{耐震診断で耐震性ありと判定された建物} + \text{耐震改修を実施した建物}}{\text{すべての建物}}$$

○特定建築物

昭和 56 年以前の古い耐震基準に基づいて建設された建築物で、多数の者が利用することや、危険性のある物質を扱っていること、倒壊すると重要な道路を塞ぐ恐れがあることなどの条件に該当する建築物のこと。

○「生命・財産を守る」耐震化

現行の耐震基準は、建築基準法上の最低限遵守すべき基準として、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない直下型などの大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

本計画においては、現行の建築基準法の基準以上に耐震性能を向上させる耐震改修を、「生命・財産を守る」耐震化と定義する。

○「生命を守る」耐震化

本計画においては、建物全体の耐震改修が困難な場合は、居住空間の安全確保を図るため一部屋をシェルターとして補強したり、現状より少しでも建築物の耐震性能を向上させるための簡易な耐震改修（瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修）で生命の危険を低減することを、「生命を守る」耐震化と定義する。

資料編

参 考

広域緊急交通路沿道建築物

(1) 現状

広域緊急交通路は、大阪府地域防災計画において定める、災害発生時に救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路（自動車専用道路を含む113路線（約1,200km））である。

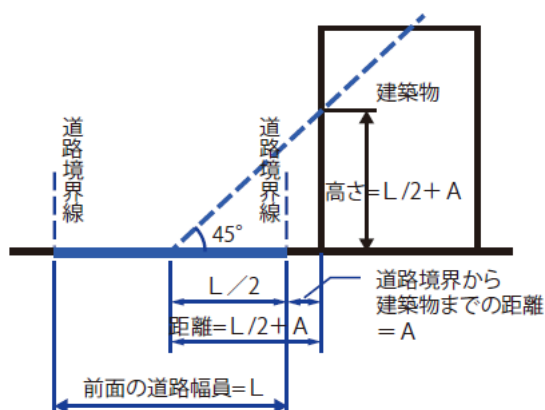
このうち、災害時における機能確保のため、優先して耐震化に取り組む路線として、耐震改修促進法に基づき耐震診断義務化対象路線（約260km）を指定した（平成25年11月25日）。

指定した路線の沿道にある耐震診断義務化対象建築物は420棟であり、うち42%にあたる178棟が診断実施済みもしくは診断中である（平成27年10月31日時点）。

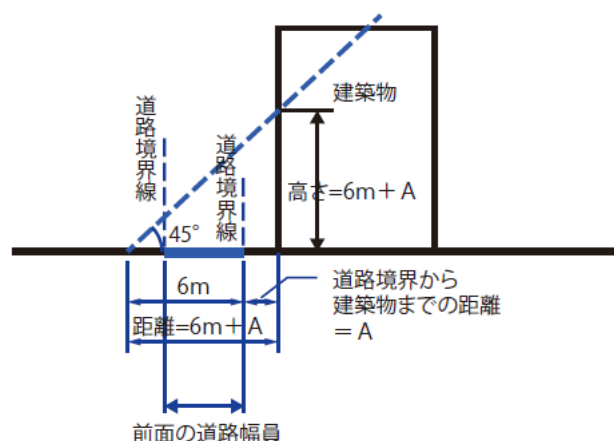
■ 対象建築物

耐震診断義務化対象路線沿道にある昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、倒壊時に道路を閉塞する可能性があるものが対象（下図参照）となる。

【道路幅員が12mを超える場合】



【道路幅員が12m以下の場合】



路線	延べ床面積 5,000 m ² 以下	延べ床面積 5,000 m ² 超
国道 163 号	3	0
国道 170 号	2	1
国道 171 号	12	3
国道 176 号	42	2
国道 25 号	85	28
国道 26 号	3	4
国道 2 号	22	10
国道 308 号	8	1
国道 423 号	23	45
大阪高槻京都線	7	1
中央大通	3	11
北港通	4	1
大阪中央環状線	4	1

大阪市内を中心に国道 25 号、423 号、176 号、2 号、大阪和泉泉南線の沿道に義務化建築物が集積している。

延べ床面積 5,000 m²を超える大規模な義務化建築物は、国道 25 号(御堂筋)、423 号(新御堂筋)、大阪和泉泉南線(谷町筋・南海堺東駅周辺)の沿道に集積している。

